

善意銀行預託金配分申請要領 〈別表〉

	配分対象	申請上限額	配分対象事業	対象経費	配分対象外事業
①	区域連絡会組織	¥100,000	・申請団体の年間(年度)計画に基づき実施される事業	・人件費、運営費を除く、事業実施に関する経費 ・配分対象団体③のみ食材費を配分対象とするが、会議等での食費は除く。	・当該事業で本会の他の助成金を受けている(こうなんふれあい助成金、年末たすけあい配分助成、共同募金配分金等) ・当該事業で市・区の委託や補助を受けている ・介護保険・障害者総合支援法の対象事業
②	ボランティア・市民活動団体等	¥30,000	・営利を目的としない、福祉的啓発の高い内容の事業 ・他の助成金配分を受けていない(活用が困難な)事業 ・配分年度に実施する事業		
③	子ども食堂・地域食堂団体等	¥40,000	※区内で活動する団体に広く活用いただくため、新規団体、新規事業および先駆的な事業を優先する		
④	福祉施設等(社会福祉法人を含む)	¥30,000	上記に併せて、 ・地域における公益的な取組みを目的とした事業 ※法人の場合は事業報告書に記載すること		
⑤	港南区社会福祉協議会	¥100,000	ボランティアセンター運営委員会で認められた事業		

※その年の預託状況に拠り、満額で配分されるとは限りません。